進学・就職・転勤等による引越しで、住所を異動される方は、窓口での「異動届の手続き」が必要です！

転出・転入・転居等の手続きは簡単です！

◆他の市区町村に転出・転入する場合

引越し前の市区町村

≪転出前に≫
転出届を提出し、転出証明書を受け取る

引越し後の市区町村

≪転入した日から14日以内に≫
転出証明書（転出特例の手続きをされた方は、マイナンバーカード）を添えて、転入届出

◆同一の市区町村で転居する場合

お住まいの市区町村

≪転居した日から14日以内に≫
転居届を提出

年度末にかけ、窓口の混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。

※届出の際には、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）が必要です。

【マイナンバーカードをお持ちの方】



・異動の届出の際には、マイナンバーカードの「記載事項の変更」が必要となりますので、必ずマイナンバーカードをお持ちください。
・転入届出の方は、90日以内にカード機能を継続する必要がありますので、ご注意ください。
・手続きの際には、予め設定した「暗証番号（数字４桁）」が必要となります。

国民健康保険・国民年金等の手続きをお忘れなく

会社の就職や退職、扶養認定の取消しとなった場合など、「健康保険」が変更になる方は、国民健康保険の「加入」や「喪失」の手続きが必要となります。また、同時に「国民年金」の加入手続き等が必要となる場合があります。

なお、自動的には切り替わりませんので、忘れずに手続きをお願いいたします。

国民健康保険の加入手続き

会社の健康保険を喪失したとき、または被扶養者の認定の取消しとなったときは、国民健康保険の「加入」手続きが必要です。

【必要な書類】
・会社の健康保険を喪失したことを証明するもの（資格喪失証明書など）

国民健康保険の喪失手続き

会社の健康保険に加入したとき、または被扶養者の認定となったときは、国民健康保険の「喪失」手続きが必要です。

【必要な書類】（喪失する方全員分）
・会社から発行された健康保険証
・国民健康保険の保険証

※ご注意ください！

国民健康保険の加入の届出が遅れた場合でも、資格を取得した月までさかのぼって「国民健康保険税」を納めなければなりません。加入の手続きは、健康保険の資格喪失日から14日以内に届出をしましょう。

【問合せ】税務住民課 戸籍年金グループ ☎ 82-0111

マイナンバーカードが「健康保険証」として利用できるようになります！

令和３年３月（予定）から順次、全国の医療機関や薬局でマイナンバーカードが健康保険証として利用可能になります。＜医療機関・薬局によって開始時期が異なります。＞

ご利用にあたっては事前に「**利用申込**」が必要となります。対応可能なスマホ等により、下記５つの手順で登録いただくか、下記問合せの窓口で申込手続きができます。

①申込者本人のマイナンバーカード
　＋あらかじめ設定した暗証番号（数字４桁）
②マイナンバーカード読取対応のスマホ
　（またはＰＣ＋ＩＣカードリーダー）
③「マイナポータルＡＰ」のインストール
　↓
④ブラウザで「マイナポータル」と検索し
　マイナポータルへアクセスする。
⑤「健康保険証利用の申込」
　→マイナポータルの操作画面にそって手続き

iPhone　Android

スマホからのアクセスはこちら！

【問合せ】税務住民課　戸籍年金グループ　☎82-0111
保健福祉課　保険・医療グループ　☎82-2780

マイナポイントについて（締め切り間近！）

マイナポイント事業の期間が、令和３年９月まで延長となりました。
「マイナポイント」を受け取るには、**令和３年３月**までに「マイナンバーカード」を申請する必要があります。

軽自動車税（種別割）の申告について

軽自動車税（種別割）は、毎年４月１日を基準日とし、使用または所有されている方へ課税されます。使用していない軽自動車やバイクをお持ちの方は、廃車の手続きをお願いします。廃車していない場合には実際に車両がなくても税金がかかります。また、納税義務者が死亡、転出・転居や譲渡した場合には、所定の手続きをお願いいたします。

※軽自動車でも、車両の種類によって届出する場所が異なります。

〇今金町役場でできる車両の手続き

車種区分	手続き	必要なもの
原動機付自転車（50 ～ 125CC以下）小型特殊自動車 今金町ナンバーのもの	標識（ナンバー）交付	印鑑
	名義変更	新・旧所有者の印鑑
	廃車	ナンバープレート、印鑑

※函９、函99、函館99ナンバーの小型特殊自動車の名義変更、廃車も可能です。

〇その他の車両の手続き

届出窓口
現在住んでいる地区の函館軽自動車協会（四輪車）、函館陸運支局（軽二輪、小型二輪）、各自動車取扱店（カーディーラー）等

2021年度土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿による縦覧のお知らせ

《縦覧期間》
●４月１日から５月31日
　※土・日・祝日を除く
●８時30分から17時15分まで

《縦覧場所》
●役場１階　税務住民課

【問合せ】税務住民課 課税収納グループ　☎ 82-0111

もしかしたら認知症かも？のご相談は